

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年3月13日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「(仮称)長沢浄水場の施設更新計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市水道局 水道事業管理者 水道局長 栗冠 和美 川崎市川崎区宮本町1番地
	指定開発行為の名称	(仮称)長沢浄水場の施設更新計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） 浄水施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場敷地内)
	指定開発行為の目的	浄水場の再構築
	指定開発行為の内容	長沢浄水場の浄水施設の新設（更新） (計画地面積 約59,600㎡)
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成20年10月 完了予定：平成28年 9月
	環境影響評価の手続経過	平成19年10月15日：条例環境影響評価準備書公告 平成20年 1月29日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年3月13日(木)から 平成20年4月11日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	宮前区役所、向丘出張所、多摩区役所、生田出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm